

豊中市上下水道局計量・窓口関連業務委託に係る提案募集要項

本要項は、豊中市上下水道局（以下「局」という。）の委託する計量・窓口関連業務委託（以下「本業務」という。）について、最も適した契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、その手続き等の必要な事項を定めるものです。

また、本業務の仕様は、局が標準的に実施する内容を記した豊中市上下水道局計量・窓口関連業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりですが、お客さまサービスの向上や収納率の向上等が期待できるように、プロポーザル参加者からの効率的かつ効果的な提案を求めるものです。

1. 業務概要

(1) 業務委託名

豊中市上下水道局計量・窓口関連業務委託

(2) 業務内容

委託する業務の範囲は下記のとおりで、すべての業務を一括した提案を募集します。（詳細は仕様書参照）

- ① 窓口受付業務
- ② 水道使用開始、使用中止精算業務
- ③ 水道料金及び下水道使用料並びに修繕料（以下「水道料金等」という。）滞納整理業務
- ④ 水道料金等の収納に関する業務
- ⑤ 関連業務及び付帯業務
- ⑥ 計量業務

なお、業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について局の承諾を得た上で委託することは可能です。

(3) 履行期間

平成29年10月1日から平成34年9月30日まで（5ヶ年）

※契約締結の日から平成29年9月30日までは引継ぎ等の事前準備期間とします。

(4) 経費の提案上限額

① 提案上限額

本業務の提案上限額（消費税及び地方消費税相当額（8%）を含まない。）は
月額 14,460,000円とします。

2. 事務局

- (1) 事務局 豊中市上下水道局経営部お客さまセンター窓口課 担当；甲斐、森井、島村
- (2) 所在地 〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号
- (3) 電話 06-6858-2937（直通）
- (4) FAX 06-6858-0447
- (5) E-mail madoguti@city.toyonaka.osaka.jp

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、プロポーザル参加申込書の提出日時時点で、豊中市の指名競争入札参加資格を有した法人で、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、共同企業体（JV）による参加はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成28・29年度の豊中市物品等入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 豊中市から豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
※企画提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長または豊中南警察署長に提供します。
- (7) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- (8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (9) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可または認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (10) ISO27001（情報セキュリティ）または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること。※証明する書類の提出要
- (11) JISQ15001（プライバシーマーク）を取得していること。※証明する書類の提出要
- (12) 給水人口が30万人以上の規模を有する国内水道事業体において、給水契約等に係る窓口受付業務、水道メーターの検針業務、水道料金等の収納業務及び滞納整理業務を包括的に引き続き2年以上受託していること。（本店又は他の事業所での実績も含む）

4. スケジュールの概要（予定）

項目	日程
募集要項の公示期間	平成29年4月3日（月）～14日（金）
参加申込の受付日	平成29年4月17日（月）
参加資格審査の結果通知	平成29年4月21日（金）

質問受付期間	平成29年4月24日（月）～5月2日（火）
質問に対する回答日	平成29年5月16日（火）
企画提案書類の受付日	平成29年5月31日（水）
審査	平成29年6月中
審査結果通知	平成29年7月上旬
契約候補者調整期日	平成29年7月31日（月）
履行開始	平成29年10月1日（日）

5. 参加申込書類の受付

(1) 受付日時等

平成29年4月17日（月）午前9時～12時及び午後1時～5時に、下記に記載する提出書類を事務局へ持参してください。

(2) 参加申込書類

提出書類	内容	様式
豊中市上下水道局 計量・窓口関連業務 委託プロポーザル 参加申込書	・必要事項を記入し、押印すること	様式第1号
事業者概要説明書	・必要事項を記入すること ・事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等が分かる書類（パンフレットでも可） ・定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類 ・役員名簿及び役員の履歴書（役職名、氏名（ふりがな）、性別、現住所（役員個人の住所、番地まで記載）、生年月日を必ず記載すること。） ・I SMS等の資格の認証・登録を受けていることを証明する書類	様式第2号
計量・窓口関連業務 実績調書	・必要事項を記入すること（3. 参加資格 ⑫に該当していることを証明する契約書のコピーを添付すること）	様式第3号
財務状況報告書類 （直近3事業年度分）	・貸借対照表 ・損益計算書または収支計算書 ・キャッシュフロー計算書またはこれに類するもの ・勘定科目内訳明細書 ・法人税確定申告時提出書類	任意様式
諸証明書類	・労働保険 保険関係成立届（写） ・労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（写）（直近のもの）	任意様式

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書（写）（直近の第1・2・3期のもの） ・就業規則もしくはそれに準ずるもの（パート労働者含め10名以上の事業所は、監督署の受付印のあるもの。賃金規程等の付属規程含む。）（写） ・時間外労働、休日労働に関する協定書（写） ・定期健康診断結果報告書（写）（労働者50名以上の事業者の場合） ・社会保険適用通知書（写）または直近の被保険者報酬月額算定基礎届（写） ・社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書（写）または保険料納入告知額・領収済額通知書（写）（直近のもの） ・労働条件の書面交付を証明するもの（雇入（労働条件）通知書または労働（雇用）契約書等の書式） 	
--	--	--

6. 参加資格審査の結果通知及び企画提案書類の提出依頼

事務局にて、参加希望者の参加資格要件を審査確認します。

参加資格審査結果を全参加者宛に平成29年4月21日（金）に文書で発送します。参加資格者には、下記のとおり企画提案書類の提出を依頼します。また、参加資格を有しないと判断された者から理由及びこれに関する一切の事項についての質問、意見等は一切受け付けません。

7. 質問受付

（1）受付期限

平成29年5月2日（火）午後5時（必着）

（2）受付方法

業務委託仕様書等に関する質問書（様式第13号）を電子メールにて送付の上、電話連絡をお願いします。なお、「計量・窓口関連業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員名、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。

（3）回答方法

回答期日までに電子メールで全参加資格者に回答します。

8. 企画提案書類の受付

(1) 受付日時等

平成29年5月31日（水）午前9時～12時及び午後1時～5時に、下記に記載する企画提案書類を事務局へ持参してください。（局から時刻を指定する場合がありますので、予めご了承ください。）

(2) 企画提案書類

提出書類	様式	部数
企画提案書類提出届	様式第4号	1部
プレゼンテーション参加者報告書	様式第5号	1部
見積書	様式第6号	正本1部・ 副本15部
見積内訳書	様式第7号	
入札参加停止措置等状況調書	様式第8号	
企画書	任意様式	
従事者予定表（組織体制）	様式第9号	
業務別体制（配置）予定表	様式第10号	
事務所別体制（配置）予定表	様式第11号	
配置予定責任者の業務経歴	様式第12号	

※上記、企画提案書類を格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1枚を併せてご提出ください。

9. 企画提案書類の著作権等

企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。企画提案書類は契約候補者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。また、企画提案書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合があります。

10. 審査

(1) 審査方針

契約候補者選定の審査は、局内に設置された選定委員会が行います。

また、審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、契約候補者及び次点獲得者を決定します。

なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

【審査基準】

評価項目	評価内容	配点
(1)見積金額 評価 10%	(計算式) 最低提案額；S 上限提案額；A ①提案額=Sの場合 基礎点数=25点 ②S<提案額<=Aの場合 基礎点数=25点×50%+25点×50%×(A-提案額) / (A-S) ①②評価点数=基礎点数×根拠係数※(0.0~1.0)	25点
(2)会社概要 及び財務状況 10%	財務状況 コンプライアンス(法令遵守)の考え方 水道事業及び下水道事業の考え方	25点
(3)業務体制 評価 28%	各業務の体制 指揮命令系統、責任体制並びに雇用形態、地元雇用の考え方 責任者、副責任者、情報管理責任者及び従事者の体制並びに経験者、有資格者の配置 契約日から履行開始日までの、人員確保など準備期間の考え方 応援・支援体制(本社、営業所の所在地と緊急時のネットワーク及びバックアップ体制)、繁忙期の応援体制、業務時間外や休日の業務の考え方 受託者事務所設置の貴社の考え方 局内事務所及び受託者設置事務所間における連携、連絡体制	70点
(4)業務内容 評価 28%	計量・窓口関連業務実施について各業務の基本的な考え方 各業務間の効率的な連携及びお客さまサービス(満足度)の向上策 滞納整理業務及び計量業務における組織的な対応及び向上策 滞納整理における未納料金の発生の抑制と早期回収に向けての工夫 これまでの不当要求、事故処理、困難事例等の具体的な解決策及び対応策 各業務におけるデータ入力処理に関する確認及びチェック体制強化 安否確認など地域福祉の増進についての対応策及び具体策	70点
(5)研修指導 及び 人材育成評価 10%	責任者等や従事者に対する研修内容、研修時期、対象者、目標設定等 公共サービスに携わる貴社の人材育成や社員教育の方針 業務に関する個別(専門)研修の内容及び考え方 研修に対する理解度や研修効果の考え方	25点
(6)情報及び 危機 管理評価 14%	貴社の情報管理全般に関する基本的な考え方 個人情報に関する従事者の指導並びに情報管理責任者の役割 現場及び事務所内等における、独自の個人情報紛失及び漏えい防止策 現金(公金)、個人情報書類及びデータ並びに共同住宅等の鍵の貴社独自の管理方法 貴社の危機管理全般に関する基本的な考え方 災害時、緊急時(業務中の事故、情報漏えい等)の危機管理対策 災害時及び水道事故等の発生に伴い、局が緊急応援要請した場合の対応	35点
過去の処分歴 等 5%	【入札参加停止措置等】 ①参加停止または参加除外(以下「参加停止等」)を受けていない場合 …配点×0% ②参加停止等の期間が6か月未満の場合 …配点×50% ③参加停止等の期間が6か月以上の場合 …配点×100% 【契約解除】 ④過去の契約履行において契約解除を受けたことがある場合 …配点×100% 【不誠実行為等による警告】 ⑤過去の契約履行において不誠実行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合 …配点×50%(1件につき)	▲12.5点
※②から⑤に ついて停止ま たは除外期間 の終期もしくは 契約解除日が 1年以上前の 場合は、当該 算定結果に0. 5を乗ずる。		
合計		250点

(2) 審査方法

審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーションを行い、それらの内容を総合的に審査し、契約候補者を選定します。

契約候補者は、選定委員の総合得点で算出（最大2,000点）し、総合得点が最も高い提案者とします。また、最高得点が複数の場合は、業務体制及び業務内容評価を合計した得点が最も高い提案者を契約候補者とします。なお、総合得点が満点の50%未満、且つ、「(3) 業務体制」及び「(4) 業務内容評価」の各項目で50%未満の場合は、順位に関わらず選外とします。

① 書類審査

書類審査の採点方法は以下のとおりとします。

「(1) 見積金額評価」

(計算式)

最低提案額；S 上限提案額；A

①提案額=Sの場合

基礎点数=25点

②S<提案額<=Aの場合

基礎点数=25点×50%+25点×50%×(A-提案額) / (A-S)

①②評価点数=基礎点数×根拠係数※(0.0~1.0)

※根拠係数※について

提案見積金額根拠を精査するために活用します。財務諸表からみる財務健全性、収支計画の確実性から審査し、以下いずれかの係数を割り当てます。

- ・係数1.0；提案額には根拠があり当該額で運営可能と考えられる
- ・係数0.5；どちらともいえない（判断しがたい）
- ・係数0.0；提案額には根拠がなく当該額では運営不可能と考えられる

「(2) 会社概要及び財務状況」

「財務状況」については、2段階評価とし、「コンプライアンスの考え方」及び「水道事業及び下水道事業の考え方」については、3段階評価を行い、それぞれの評価に該当する係数を、各評価内容の配点に乗じて算出します。

【2段階評価及び3段階評価】

2段階評価	基準	配点係数	3段階評価	基準	配点係数
2	優れている	100%	3	優れている	100%
1	劣る	0%	2	普通	50%
			1	劣る	0%

「(3) 業務体制評価」から「(6) 情報及び危機管理評価」

5段階評価により5から1までの評価を行い、それぞれの評価に該当する係数を、各評価内容の配点に乗じて算出します。

【5段階評価】

5段階評価	基準	配点係数
5	優れている	100%
4	やや優れている	75%
3	普通	50%
2	やや劣る	25%
1	劣る	0%

②プレゼンテーション

ア. プレゼンテーション実施日時

日 時：平成29年6月21日（水）予定

会 場：豊中市上下水道局庁舎 4階会議室

時 間：1社約60分以内

- ・プレゼンテーション30分
- ・質疑応答 30分

※原則、持ち時間帯のみとします。遅刻されても時間帯は変更しません。

※OA機器の設定準備と片付けに要する時間は含みません。

順 番：プレゼンテーションの順番は、抽選といたします。

※プレゼンテーション当日の詳細案内は、別途通知いたします。

また、提案者数により日時、会場等に変更が生じる場合は、事前に連絡します。

イ. プレゼンテーション実施方法

- ・プレゼンテーションの実施にあたり、パワーポイント、PC、プロジェクタ等の機器を使用しても差し支えありませんが、機器等は全て提案者において準備してください。（局では対応できません。）ただし、スクリーンは局で準備します。
- ・プレゼンテーションの方法は、まず提案者より企画提案書類の説明を行い、次に選定委員より質問を行いますので、その場で口頭により説明してください。そのため、業務内容や企画提案書類に精通された本業務従事予定者の出席をお願いします。
- ・出席定員は3名までとし、企画提案書類提出時に、プレゼンテーション参加報告書（様式第5号）を提出してください。
なお、提出後、万一出席者に変更がある場合は、事前に必ず問合せ先まで連絡してください。
- ・プレゼンテーションの参加者は、以下のものを持参してください。
 - ・局に提出した企画提案書類及び説明資料
 - ・プロジェクタ等の機器（使用する場合）
 - ・出席者の名刺及び社員証

(3) 審査結果の通知

平成29年7月上旬（予定）に書面にてプレゼンテーションを実施したすべての提案者に審査結果を通知します。通知においては、審査結果を記載するとともに、契約候補者となった提案者と次点獲得者にはその旨と得点をその他の提案者には選外となった旨と得点を記載します。

また、審査内容及び審査結果に対する問い合わせには応じません。なお、提案者からの審査結果に関する情報の開示については、提案者自己情報についてのみ対象となります。

(4) 審査結果の公表

審査結果の通知後、局のホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は以下のとおりです。

- ① 契約候補者の名称、審査結果の総合得点及び提案見積金額
- ② 契約候補者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の審査結果の総合得点
- ⑤ 選定委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点獲得者の審査結果の総合得点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、応募自体を取り消します。

- (1) 提出書類において虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 提出期限までに企画提案書類の提出がないとき。
- (3) プレゼンテーションを受審しなかったとき。
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (6) 提案見積金額が提案上限額を上回った提案を行ったとき。
- (7) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- (8) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (9) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し、または接触を求めたとき。
- (10) 契約締結日までの間に「3. 参加資格」の要件に該当しなくなったとき。
- (11) その他、募集要項の内容に違反したとき。

1 2. 契約の締結

- (1) 契約候補者は、局と仕様及び価格等を協議の上、局の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、契約候補者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。
- (2) 契約候補者と協議が調わない場合、または契約候補者が失格事項に該当した場合には、局は、契約候補者との協議を打ち切り、次点獲得者と協議の上、決定します。
- (3) 契約内容は、企画提案書類の提案内容をもとに、局と協議の上、決定します。
- (4) 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随時契約により契約を締結します。
- (5) 契約の締結に際し、万一提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、局が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。
- (6) 契約の締結に際し、契約保証金の納付または履行保証保険の加入が必要です。
 - ア 契約保証金の納付をする場合
契約金額総額の100分の5に相当する額以上を局に納めていただきます。
 - イ 履行保証保険の契約をする場合
契約金額総額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険の契約を締結していただきます。

1 3. その他

- (1) 審査結果後に本募集要項及び「仕様書」の内容に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (2) 提出書類の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (3) 提出書類及び電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。
- (4) 提出書類を受付後、追加及び修正は認めませんので、予めご了承ください。ただし、審査過程においてこれらの書類の局による明瞭化作業を妨げるものではありません。
- (5) プロポーザル参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、豊中市上下水道局計量・窓口関連業務委託プロポーザル参加辞退届（様式第14号）を文書で豊中市上下水道事業管理者宛に提出してください。
- (6) 本案件のうち委託契約部分については地方自治法（昭和22年法律第67号）による長期継続契約とします。
- (7) 業務の運営開始前の事案準備期間に係る経費は、受託者の負担になります。
- (8) 本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
- (9) 提出書類の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費については、提案者の負担とします。